

2017年7月吉日

技術認定 更新予定者各位

日本内視鏡外科学会
技術認定制度委員会
委員長 坂井 義治

日本内視鏡外科学会技術認定制度
(泌尿器科、産科婦人科、整形外科領域)
2017年 更新手続きに関するお知らせ

技術認定期限が2017年1月1日から2017年12月31日までの方を対象として、更新手続きについてご案内いたします。

技術認定の更新を申請される方は、日本内視鏡外科学会ホームページ技術認定制度の項目にて、申請の「更新」(■技術認定 更新申請用紙/手引き)を閲覧の上、下記の通り更新申請書および必須添付書類を日本内視鏡外科学会事務局までご提出下さい。

なお、これまで1月1日を開始日として5年後の12月31日を期限とした認定証を発行しておりましたが、2012年4月の技術認定制度委員会での協議の結果、本学会の認定期限を各学会の認定期限に合わせることとなりました。そのため、認定期限によって次の通り提出期限が異なっておりますのでご注意の上、お手続きをお願いいたします。

各関連領域学会の認定期限と日本内視鏡外科学会の認定期限が一致している方は、各関連領域学会の更新が承認された後に本学会更新手続きを行ってください。更新後の本学会認定期間は、前回の認定期間と連続した期間で発行されます。

認定期限	提出期限
2017年3月31日までの方	2017年7月31日まで
2017年4月1日以降2017年12月31日までの方	2017年10月31日まで

記

- ◎ 産科婦人科領域 以下の書類をご提出下さい
 - ・ 日本産科婦人科内視鏡学会が発行している更新認定証のコピー
 - ・ 本学会更新申請書
 - ・ 更新申請料 5,000 円の払込受領書のコピー
- ◎ 泌尿器科領域 以下の書類をご提出下さい
 - ・ 日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡学会が発行している更新認定証のコピー
 - ・ 本学会更新申請書
 - ・ 更新申請料 5,000 円の払込受領書のコピー
- ◎ 整形外科領域 以下の書類をご提出下さい
 - ・ 日本整形外科学会が発行している更新認定証のコピー
 - ・ 本学会更新申請書
 - ・ 更新申請料 5,000 円の払込受領書のコピー

【申請料振込先】 三井住友銀行 大塚支店 普通 2010511
一般社団法人 日本内視鏡外科学会 技術認定
シヤ) ニホンナイシキョウゲカガツカイ ギジュツニンテイ

なお、更新を希望しない方、2017年1月1日～10月31日までに更新手続きを済まされない方は日本内視鏡外科学会技術認定取得者の資格を喪失することを申し添えます。受取通知を希望する場合には、返信用官製ハガキ(必ず、宛名住所・氏名を明記のこと)を同封下さい(希望のない場合は受取通知いたしません)。

ご不明な点がございました場合は、下記までお問合せください。

問い合わせ先： 日本内視鏡外科学会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 14 階

日本コンベンションサービス(株)内

電話:03-3503-5917 Fax:03-3508-1257 E-mail:info-jses@convention.co.jp

以上